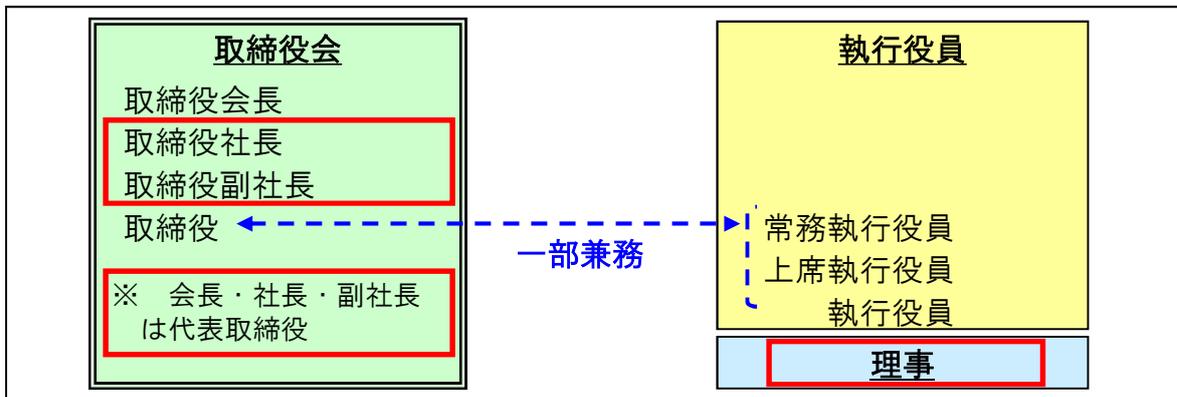


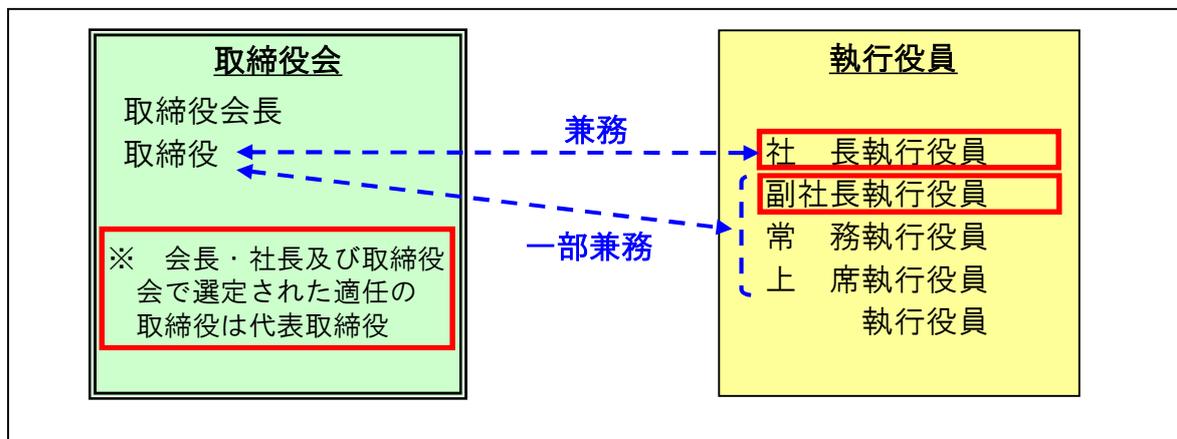
取締役、執行役員制度の見直しの概要

- 現行において設置している会長、社長、副社長という取締役の役職位について、取締役会議長を務める取締役会長のみとし、取締役社長、取締役副社長を廃止する。なお、代表取締役については、会長・社長及び取締役会で選定された適任の取締役とする。
- 社長、副社長、常務等の役職位は、業務執行における当社の序列を示すものとして執行役員に付すこととし、社長執行役員、副社長執行役員を新設する。また、理事制度を廃止し、執行役員制度に統合する。

【現行】

 …見直し箇所


【見直し後】



以上